

県立高等学校教育の在り方検討委員会
(第5回)

日時：平成26年12月17日(水)

13:30～15:30

会場：岩手県盛岡地区合同庁舎
講堂B

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

県立高等学校教育の在り方検討委員会報告案について

4 そ の 他

5 閉 会

県立高等学校教育の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1 「今後の高等学校教育の基本的方向」の策定(平成22年3月)から4年が経過し、東日本大震災津波の影響、国における高等学校の制度改革に加えて、少子化の一層の進行等、生徒及び学校を取り巻く環境が大きく変化している現状を踏まえ、今後の県立高等学校教育の在り方についてあらためて検討するため、県立高等学校教育の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の事項について検討を行い、岩手県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 「今後の高等学校教育の基本的方向」等の検証に関すること
- (2) 今後の高等学校教育の在り方に関すること
- (3) その他

(組織等)

第3 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村長及び市町村教育長
- (3) 産業関係団体及びNPO法人の役職員
- (4) 教育関係団体の役職員
- (5) その他委員として適当と認められる者

(任期)

第4 委員の任期は、第2に掲げる検討が終了するまでとする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、岩手県教育委員会事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

県立高等学校教育の在り方検討委員会 委員名簿

(50音順)

氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考
東 信 之	盛岡視覚支援学校長 岩手県特別支援学校連絡協議会長	
上 田 東 一	岩手県市長会 花巻市長	
植 田 眞 弘	岩手県立大学宮古短期大学部 学部長	
内 舘 茂	岩手県高等学校P T A連合会長	
金 谷 茂	岩手県P T A連合会長	
鎌 田 英 樹	株式会社I B C岩手放送代表取締役社長 岩手経済同友会 副代表幹事	
久 慈 竜 也	株式会社久慈設計代表取締役社長 岩手県産業教育振興会理事	
小 岩 和 彦	盛岡市立下橋中学校校長 岩手県中学校長会長	
佐々木 幸寿	東京学芸大学大学院教育学研究科 教授	
佐々木 修一	富士大学経済学部 教授	
嶋 野 重 行	盛岡大学短期大学部 教授	
高 橋 廣 至	岩手県立盛岡第一高等学校長 岩手県高等学校長協会会長	
田 代 高 章	岩手大学教育学部 教授 岩手大学教育学部附属中学校 校長	
畠 山 房 郎	岩手県農業協同組合中央会 常務理事	
藤 原 斉	岩手県立盛岡工業高等学校長	
細 井 洋 行	岩手県町村会理事 西和賀町長	
盛 合 敏 子	岩手県漁業協同組合連合会女性部連絡協議会 会長	
八 重 樫 綾 子	特定非営利活動法人いわてG I N G A - N E T 代表	
山 田 市 雄	陸前高田市教育委員会教育長	